

令和6年第10回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和6年10月31日(木) 午後 2時00分 開会 午後 2時30分 閉会		
開催場所	瑞浪市役所 4階 全員協議会室		
議長	大山 理晴 会長		
出席委員 (19名)	委員	小 栗 智 幸	水 野 安 喜
		土 屋 敏 子	安 田 清 和
		加 納 富 雄	遠 山 英 俊
		渡 邊 美 孝	大 山 理 晴
		成 瀬 良 美	鈴 木 録 郎
		奥 村 正 子	足 立 正 之
	農地利用 最適化推 進委員 (欠員1 名)	小 倉 清 弘	勝 股 重 雄
		三 輪 徳 夫	板 橋 仁 晃
		有 我 俊 春	岩 嶋 貞 夫
		小 川 伸 二	
欠席委員 (3名)		勝 股 増 夫	安 藤 良 一
		渡 邊 俊 美	
事務局	局長補佐 有 賀 大 輔 主査 日比野 有 真 主事 青 柳 慧一郎		
付議事項 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農 用地利用集積計画について  ※付議の内容については別添のとおり			

大山会長

(挨拶)

ただ今から令和6年第10回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。

瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員12名、推進委員7名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、安田 清和委員と小栗 智幸委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

足立正之委員、説明をお願いします。

足立委員

去る10月22日に、勝股 増夫(かつまた ますお)委員、小川 伸二(おがわ しんじ)委員、有賀(ありが)事務局長補佐、日比野(ひびの)主査、私の5名で現地確認をいたしました。

農地法第三条の規定による許可申請につきましては7件であります。

内容といたしましては、田が6筆、畑が4筆で、面積10,271.7㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の4ページから10ページになります。

では6ページをご覧ください。

3条—26

(議案書の内容を説明)

申請地は、駐車場用地への転用許可を受けましたが、一部農地のまま残されたため、もとの所有者が農地を再度取得するものです。

同じく6ページをご覧ください。

3条—27

(議案書の内容を説明)

申請地は、駐車場用地への転用許可を受けましたが、一部農地のまま

残されたため、もとの所有者が農地を再度取得するものです。

同じく6ページをご覧ください。

3条—28

(議案書の内容を説明)

譲受人が勤め先近くの農地を取得し、果樹園として利用するものです。

次に7ページをご覧ください。

3条—29

(議案書の内容を説明)

譲受人が現在利用権設定して耕作している農地を購入するものです。

次に8ページをご覧ください。

3条—30

(議案書の内容を説明)

譲受人は土岐市で乗馬クラブ等を経営しており、今回、高齢になった馬の放牧地を作るために農地を取得するものです。

次に9ページをご覧ください。

3条—31

(議案書の内容を説明)

譲受人が自身の耕作地に隣接する申請地を取得し、農業の拡大を図るものです。

3条—32

(議案書の内容を説明)

譲渡人が農業を引退することから、譲受人が農地を譲り受けるものです。

以上、議第1号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第1号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご意見もないようですので、お諮りいたします  
議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第1号は、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議題といたします。

足立正之委員、説明をお願いします。

足立委員

農地法第五条の規定による許可申請につきましては4件であります。

内容といたしましては、田が2筆、畑が2筆、その他3筆で、合計面積1,917㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第2号「農地法第五条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案集の11ページから20ページになります。

では13ページ、14ページをご覧ください。

5条-59

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第1種住居地域に指定されている第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、15ページ、16ページをお願いします。

5条-60

(議案書の内容を説明)

申請地は、小集団で生産性の低い第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、17ページ、18ページをお願いします。

5条-61

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第1種中高層住宅専用地域に指定されている第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、19ページ、20ページをお願いします。

5条-62

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で準工業地域に指定されている第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第2号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第2号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第2号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。

次に、議第3号「農業経営基盤強化促進法第十八条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

青柳主事

それでは、議第3号「農業経営基盤強化促進法第十八条の規定による農用地利用集積計画について」、ご説明申し上げます。

21ページから22ページをご覧ください。

(議案書の内容を説明)

詳細につきましては23ページから24ページをご覧ください。

以上、議第3号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。では、これより議第3号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見なし)

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

「農業経営基盤強化促進法第十八条の規定による農用地利用集積計画」について、計画に異議のない委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第3号は、計画のとおり承認することを決定いたします。

以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員